

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件 三九三
- 道路の区域を変更する件 三九三
- 道路の供用を開始する件三件 三九三
- 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件 三九四
- 一般競争入札を行う件二件 三九五
- 砂利採取業務主任者試験を実施する件 三九六
- 福島県教育委員会教育長 四〇〇
- 随意契約の相手方を決定した件 四〇一
- 福島県警察本部 四〇一
- 落札者を決定した件 四〇二

告示

福島県告示第五百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年八月二十九日から同年十二月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田百九十五番地ほか

福島県知事 内堀雅雄

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更 一件、小売業を行う者の代表者の氏名の変更 一件、小売業を行う者の入店 一件、小売業を行う者の退店 一件）

三 届出年月日

令和七年七月三十日

四 届出をした者

東日本旅客鉄道株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年八月二十九日から同年十二月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野四丁目一番地

福島県知事 内堀雅雄

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（小売業を行う者の住所及び代表者の氏名の変更 一件、小売業を行う者の入店 三件、小売業を行う者の退店 一件）

三 届出年月日

令和七年八月十八日

四 届出をした者

みずほ信託銀行株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所等令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

変更前	敷地の幅員	延	長
-----	-------	---	---

路線名	区 間	変 更 後 の 別	(メートル)	(メートル)
県道幾世 橋小高線	双葉郡浪江町大字北幾 世橋字北原一三番地先 から 同 郡同 町大字北幾 世橋字中谷地一二七番 一地先まで	変更前 変更後	九・〇 一四・二 七・八 一三・二	二四一・二 二四一・二

(道路計画課)

福島県告示第五百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年八月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小林会津宮下停車場線	南会津郡只見町大字布沢字天焼三 二〇〇番地先から 同 郡同 町大字布沢字天焼三 二〇一番地先まで	令和七年八月二十九日

(道路計画課)

福島県告示第五百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年八月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野富岡線	双葉郡富岡町大字上手岡字片倉一 〇五番地先から	令和七年九月一日

同 郡同 町大字上手岡字片倉一 〇五番地先まで

(道路計画課)

福島県告示第五百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年八月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道幾世橋小高線	双葉郡浪江町大字北幾世橋字北原 一三番地先から 同 郡同 町大字北幾世橋字中谷 地一二七番一地先まで	令和七年八月二十九日

(道路計画課)

福島県告示第五百七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。
令和七年八月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
- LINE Pay 株式会社 東京都品川区西品川一丁目一番一号
- リビングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目二番二号
- 株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町二丁目十一番一号
- 株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町一丁目五番五号
- KDDI株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目十番十号
- 楽天ペイメント株式会社 東京都港区港南二丁目十六番五号
- 株式会社セブンイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八番地八
- 株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目十一番二号
- 株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目一番二一号
- 山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目十番一号
- ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

公
告

株式会社ポブラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目八番二十七号
二 指定公金事務取扱者に指定した日
令和六年十一月一日
三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
納入通知書によるキャッシュレス決済等収入
四 指定公金事務取扱者に委託した日
令和七年四月一日
(出納総務課)

公告第159号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム新郡山合同庁舎ネットワーク機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年8月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県情報通信ネットワークシステム 新郡山合同庁舎ネットワーク機器 一式（保守等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入物品の賃貸借期間 仕様書による。
- (4) 借入物品の納入期限 仕様書による。
- (5) 借入物品の納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）を、令和7年9月25日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年9月25日（木）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課

電話024-521-7136

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年8月29日（金）から同年9月25日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに令和7年9月15日及び同月23日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和7年10月9日（木）午後2時

(2) 場所 福島県庁本庁舎5階企画調整課分室1（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年10月7日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Network Equipment for Fukushima Prefectural Government New Koriyama Office Network, a part of the Fukushima Prefectural Information and Telecommunications Network System 1 set (including maintenance, etc.)

(2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 9 October 2025

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 7 October 2025

(4) Contact point for the notice: Digital Transformation Division, Information

and Statistics Section, Planning and Coordination Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7136

(デジタル変革課)

公告第160号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年8月29日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア	凍結抑制剤A（塩化ナトリウム（粒状）25kg／袋）	予定数量	9,000袋
イ	凍結抑制剤B（塩化ナトリウム（粒状）0.5t／袋）	予定数量	200袋
ウ	凍結抑制剤C（塩化ナトリウム（粒状）1t／袋）	予定数量	330袋
エ	凍結抑制剤D（塩化カルシウム（粒状）25kg／袋）	予定数量	36,640袋
オ	凍結抑制剤E（塩化カルシウム（粒状）0.5t／袋）	予定数量	1,273袋

(2) 調達をする物品等の仕様等

- ア 仕様書による。
- イ 仕様書による。
- ウ 仕様書による。
- エ 仕様書による。
- オ 仕様書による。

(3) 納入期限

- ア 契約締結日から令和8年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- イ 契約締結日から令和8年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- ウ 契約締結日から令和8年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- エ 契約締結日から令和8年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- オ 契約締結日から令和8年3月31日までの間の福島県知事が指定する日

(4) 納入場所

- ア 福島県知事が指定する場所
- イ 福島県知事が指定する場所
- ウ 福島県知事が指定する場所
- エ 福島県知事が指定する場所
- オ 福島県知事が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年9月19日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課

電話 024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年8月29日（金）から同年9月19日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同月15日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙46枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年9月8日（月）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和7年9月8日（月）午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 凍結抑制剤A 令和7年10月10日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

イ 凍結抑制剤B 令和7年10月10日（金）午後2時 福島県出納局入札用度課

ウ 凍結抑制剤C 令和7年10月10日（金）午後2時30分 福島県出納局入札用度課

エ 凍結抑制剤D 令和7年10月10日（金）午後3時 福島県出納局入札用度課

オ 凍結抑制剤E 令和7年10月10日（金）午後3時30分 福島県出納局入札用度課

ただし、ア、イ、ウ、エ及びオについて郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年10月9日（木）午後5時までに必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札書には、1袋当たりの単価を記載すること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Antifreezing agent A (granulated sodium chloride 25kg/1bag) Scheduled quantity 9,000bags
- ② Antifreezing agent B (granulated sodium chloride 0.5t/1bag) Scheduled quantity 200bags
- ③ Antifreezing agent C (granulated sodium chloride 1t/1bag) Scheduled quantity 330bags
- ④ Antifreezing agent D (granulated calcium chloride 25kg/1bag) Scheduled quantity 36,640bags
- ⑤ Antifreezing agent E (granulated calcium chloride 0.5t/1bag) Scheduled quantity 1,273bags
- (2) Time-limit of tender (by hand):
 - ① 1:30 p.m., 10 October 2025
 - ② 2:00 p.m., 10 October 2025
 - ③ 2:30 p.m., 10 October 2025
 - ④ 3:00 p.m., 10 October 2025
 - ⑤ 3:30 p.m., 10 October 2025
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 9 October 2025
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第百六十一号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和七年八月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 試験日時

令和七年十一月十四日(金) 午前十時から正午まで

二 試験場所

福島県庁西庁舎十二階講堂(福島県福島市杉妻町二番十六号)

三 受験願書の提出期間

令和七年九月十九日から同年十月十日まで(郵送による場合は、同年十月十日までの通信日付印のあるものを有効とする。)

四 受験手数料

受験手数料は、七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼って納入すること(消印はしないこと。)

五 その他

受験願書等の用紙は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室及び福島県建設事務所(相馬港湾建設事務所、小名浜港湾建設事務所、県北流域下水道建設事務所及び県中流域下水道建設事務所を除く。以下同じ。)で配布し、受付は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室で行う。なお、詳細については、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室又は福島県建設事務所にお問い合わせること。

(技術管理課建設産業室)

福島県教育委員会教育長

公告第6号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立図書館情報ネットワークシステム機器賃貸借業務について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年8月29日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県立図書館情報ネットワークシステム機器賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県立図書館 福島県福島市森合字西養山1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年7月3日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
335,165,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（社会教育課）

福島県警察本部公告第74号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交番・駐在所等ネットワークシステム機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年8月29日

福島県警察本部長 森 末 治

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
交番・駐在所等ネットワークシステム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日
令和7年7月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社インターネットイニシアティブ 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
- 5 落札金額
62,918,460円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年5月30日

（会 計 課）